

## 「横浜市の保健医療の推進に関する計画」について

平成20年4月の改定を予定している「神奈川県保健医療計画」の地区計画である「横浜地区地域保健医療計画」に関しては、平成18年7月から横浜市保健医療協議会において検討を進めてまいりましたが、このたび、「横浜市の保健医療の推進に関する計画（通称：よこはま保健医療プラン）」試案として取りまとめが行なわれましたので、その概要について報告します。

### 1 計画策定の背景と趣旨

#### （1）医療計画制度の見直しと神奈川県保健医療計画の改定

医療法の規定に基づき都道府県が定めることとされている医療計画は、従来、いわゆる「病床規制」のための意味合いが強いものでしたが、国は、医療制度改革の一環として、主要な疾病ごとの医療連携体制に関する事項の記載を義務づけるなど、より患者の視点に立った計画へと制度の見直しを行いました。

これを受けて、神奈川県では、「神奈川県保健医療計画」について、新しい医療計画制度に基づいた計画を策定することとし、同計画の地区計画である「横浜地区地域保健医療計画」については、知事の依頼を受けて横浜市保健医療協議会が検討を行うこととなりました。

#### （2）横浜市の保健医療の推進に関する計画の策定

検討を進める中で、地域の課題に対しては、市民に身近な行政機関である市が主体的に取り組む必要性と、そのために市計画を策定する必要性が、横浜市保健医療協議会から提言されました。

提言を受けて、本市が取り組む保健医療施策に関して、中期的な指針となる計画を策定することとし、その検討を改めて保健医療協議会に依頼していましたが、このたび、「横浜市の保健医療の推進に関する計画（よこはま保健医療プラン）」試案として、市長あて提出されました。

### 2 計画の位置づけ

「横浜市中期計画」、「健康横浜21」などと整合性を図りながら、本市の保健医療分野を中心とした施策を総合的に体系づけた、中期的な指針となる、本市の行政計画とするとともに、医療法第30条の4第1項に基づく「神奈川県保健医療計画」の地区計画である「横浜地区地域保健医療計画」としても位置づけるものです。

### 3 計画期間

「神奈川県保健医療計画」に合わせ、平成20年度から24年度までの5年間。

## 4 計画の特徴

### (1) 本市が取り組む保健・医療分野を中心とした施策を総合的に体系づけた計画

これまで、「横浜市中期計画」、「健康横浜 21」などの計画や、「横浜市救急医療検討委員会」の提言などを踏まえながら推進してきた各施策について、整合性を確保しながら効果的・効率的な推進が図られるよう、総合的に体系づけた計画としました。

### (2) 主要な疾病や事業ごとの医療連携体制の構築と市としての主体的な取組

医療法に基づく「神奈川県保健医療計画」の地区計画として求められる主要な疾病や事業に関する医療連携体制の構築などについて、必要な記載を行いつつ、市としての主体的な取組や、市の実情に応じた喫緊の課題に対する取組等についても記載しました。

### (3) 計画の進行管理

従来地区計画では具体的な記載がなかった計画の進行管理について、可能な限り具体的な目標を設定したうえで、定期的に進ちょく状況の確認を行うこととし、施策の一層の充実に努めていくことにしました。

## 5 計画試案の概要

別添「横浜市の保健医療の推進に関する計画（試案概要版）」参照

## 6 計画検討の経過と今後の予定

### (1) 主な計画検討経過

- H18. 7. 10 横浜市保健医療協議会開催（地区計画試案、計画検討部会について）
- 9. 8 横浜市保健医療協議会開催（計画検討部会中間報告外）
- H19. 2. 5 横浜市保健医療協議会開催（計画骨子の検討、市計画の策定について）
- 2. 9 市から横浜市保健医療協議会へ市計画試案の検討を依頼
- 5. 21 横浜市保健医療協議会開催（計画検討部会中間報告外）
- 8. 30 横浜市保健医療協議会開催（計画試案（中間まとめ）の検討）
- 10. 15 市民意見募集開始（「県民意見反映手続き」11. 15 まで、本市分 45 件）
- 11. 27 横浜市保健医療協議会開催（計画試案（最終まとめ）の検討）
- 11. 30 横浜市保健医療協議会から市へ計画試案を提出

\*この間、横浜市保健医療協議会の専門部会である計画検討部会を 8 回開催

### (2) 今後の予定

協議会から提出された試案を本市の原案として検討し、平成 20 年 2 月に確定・公表予定。

## 7 参考（横浜市保健医療協議会）

- ・「横浜市保健医療協議会設置要綱」に基づき、平成 8 年に設置。
- ・所掌事務は、本市の医療及び生活衛生施策に関する計画等の検討等。
- ・委員は、学識経験者、保健医療福祉関係団体の代表者、その他の者から市長が委嘱。
- ・現在、矢野聡会長（日本大学法学部教授）、今井三男副会長（横浜市医師会会長）、その他、委員 18 名をもって構成。

# 横浜市の保健医療の推進に関する計画 よこはま保健医療プラン

(神奈川県保健医療計画 横浜地区地域保健医療計画)  
(試案概要版)

## 計画策定の趣旨と位置づけ

(本編1～3ページ)

- 市域における課題に対して、可能な限り本市が主体となって解決に向けて取組むために策定した、本市の保健医療分野を中心とした施策を総合的に体系づけた、中期的な指針となる計画です。
- 「横浜市中期計画」、「健康横浜21」などの関連する計画との整合性を図った、本市の行政計画であるとともに、医療法第30条の4第1項に規定する「神奈川県保健医療計画」の地区計画としても位置づけます。
- 計画期間は、平成20年度から24年度までの5年間です。

## 横浜市の保健医療の現状と課題

(本編4～31ページ)

### (1)人口動態

- 市民の3大死因は、第1位悪性新生物、第2位心疾患、第3位脳血管疾患で全国と同じですが、それぞれの疾患の全国都道府県政令指定都市中の順位はいずれも下位となっています。

### (2)横浜市の医療提供体制

- 市内の病床整備の状況は、総数としては概ね充足した状態が続いていますが、回復期リハビリテーション病床など、不足する病床の機能別整備を進めるとともに、既存の医療機関の連携を推進し、切れ目のない効率的な医療提供体制を構築する必要があります。

### (3)事業ごとの現状と課題

- 市民に対して、健康づくり及び各種健診の受診や、生活習慣病の早期発見・治療の必要性に関する普及・啓発を推進していく必要があります。
- こころの健康や精神疾患、自殺に関する予防や早期対応の促進が必要です。
- 小児の急病に関する医療提供体制の整備については、市民の適切な受療行動を支援するとともに、医師確保対策などと併せた総合的な取り組みを引き続き行う必要があります。
- 病院群輪番制参加病院に参加回数や受入患者数の差があり、適切な評価を行って、二次救急医療の質の向上を図ることが求められています。
- 市民ニーズの多様性を踏まえた出産の場の確保や、出産の場についての情報流通の促進、出産及び周産期医療に関する既存の医療資源を有効活用するため、医療機関の役割分担と連携をより一層促進する必要があります。
- 在宅療養支援診療所を始めとする医療機関、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等が、相互に連携する体制の確立が求められています。
- 医師・看護師等の総数は増加傾向にあるものの、小児科・産婦人科の医師など女性医師の割合の多い診療科の女性医師対策や、今後さらに需要増が予想される看護師等について、離職防止や再就業支援の仕組みづくりを支援していく必要があります。
- 医療機関における医療安全管理の取組を支援していく必要があります。
- 患者の視点に立った医療に関する情報流通等の体制整備や、医療機関の役割分担等について、さらに市民が理解を深める必要があります。
- それぞれのライフサイクルにあわせた保健医療施策を推進する必要があります。
- 結核・各種感染症・エイズ等、広域・大規模な感染症など発生時の、健康危機管理体制の充実が求められています。
- 医薬品等、食品、生活衛生など、分野ごとの監視・指導体制の強化が求められています。

## 横浜市の保健医療の目指す姿

本市の現状と課題を踏まえ、保健医療施策の目指す姿を明らかにし、計画の推進を図ります。

### (1)生涯にわたる市民の主体的な健康づくりへの支援

健康づくりは、一人ひとりが主体的に取り組む課題ですが、地域・学校・企業・保健医療関係者・行政などが、支援していく必要があります。

そこで、本市では、年齢・性別・国籍、病気や障害の有無にかかわらず、一人ひとりの健康になろうと思う心を育て、それぞれの価値観に基づいて健康づくりを行い、自らが健康でありたいと思える市民を増やしていくことを目指します。

### (2)身近な生活圏域における医療提供体制の充実

これまで以上に質の高い保健医療サービスを確保するため、既存の資源を最大限に活用することに主眼をおくとともに、主要な疾病や事業（4疾病4事業）に関しては、地域医療連携の推進や在宅療養の充実を図りながら、市民に身近な生活圏域（方面別圏域）において、適切な医療が提供される体制を目指します。

### (3)患者中心の医療の実現

納得して自分が受ける医療を選択できるなど、患者中心の医療の実現に向けて、医療に関する情報の提供や流通促進を図り、セカンドオピニオンや治療方法に関する様々な情報に容易にアクセスできることなどが重要です。

気軽に相談できる体制の整備など、市民・患者を支援する仕組みや環境の整備を積極的に推進します。

### (4)市民・事業者(医療機関等)・行政の役割分担と協力関係の構築

本計画の着実な推進を確保するため、市民・患者、事業者、行政のそれぞれが、各々の役割について理解し、互いに協力していく関係の構築を目指します。

○市民・患者：健康づくりに取り組み、医療提供体制に関する理解に努める必要があります。

○事業者：それぞれの社会的責任を果たし、計画の推進に協力する必要があります。

○横浜市：医療提供体制を維持するための調整を行い、市民・事業者のコーディネート機能等を果たす責務があります。

**本市の目指す姿を実現させるために、具体的な  
施策の方向性を8項目に整理しました。  
そのうち、特に重点的に推進すべき4項目を、  
「重点推進分野」としました。**

## 施策の方向性と重点推進分野

重点推進分野1：市民の主体的な健康づくりの推進

重点推進分野2：がん対策など主要な疾病や事業ごとの連携体制の構築

重点推進分野3：救急医療体制の充実

重点推進分野4：在宅および終末期における療養環境の充実

⑤安全かつ質の高い医療提供体制の充実

⑥母子保健や障害児・者の保健医療などライフサイクルや個性に応じた施策の推進

⑦専門的・特殊な保健医療施策の推進

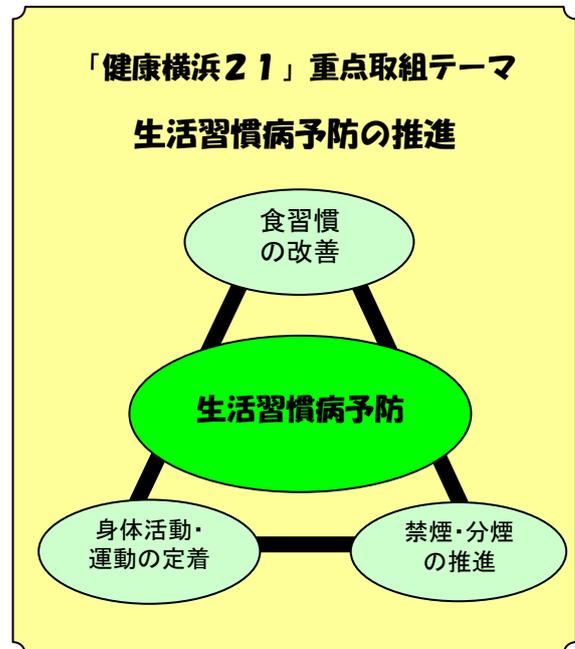
⑧生活衛生対策など、保健医療を取り巻く環境の整備

(1)健康づくりを進めるための仕組みづくりの推進

- 個人の主体的な健康づくりを支援する仕組みづくりをすすめ、各団体との連携を図るために「健康横浜21推進会議」を設置します。
- 「健康横浜21推進会議」では、健康づくりに関する普及・啓発を行い、各団体等が行う健康づくり活動の推進支援を行うとともに、「健康横浜21」の推進状況の評価などを行います。

(2)生活習慣病予防の推進

- 特定健診等を実施する医療保険者と、行政や地域、関係団体等が連携を図りながら、生活習慣病の予防を推進していきます。
- 具体的な取組として、「食習慣の改善」「身体活動・運動の定着」「禁煙・分煙の推進」の3つの分野を重点取組分野として、関係団体等と連携し積極的に推進します。
  - ・ 「食事バランスガイド」の普及啓発など「食習慣の改善」に取組みます。
  - ・ 既存施設を活用した運動メニューの普及啓発など、「身体活動・運動の定着」を目指します。
  - ・ 禁煙相談の実施や受動喫煙防止対策を推進するなど「禁煙・分煙の推進」に取組みます。



(3)メンタルヘルス等、その他の健康づくりの推進

- メンタルヘルス
  - ・ こころの健康、精神疾患についての講演会や広報物の発行など、普及啓発を進めます。
  - ・ こころの健康相談窓口を広く周知するとともに、相談しやすい窓口を推進します。
- 自殺対策
  - ・ 自殺予防、こころの健康についての講演会を開催するとともに、広報物を発行し、普及啓発活動を推進します。
  - ・ 自殺者の親族等を対象とした電話相談モデル事業や、民間支援団体の育成等を行います。
  - ・ 医療、法律、教育等の機関、民間支援団体等との連絡協議会を県、川崎市と共同で設置、運営します。
- 歯科保健、むし歯・歯周病等
  - ・ 乳幼児期からの各種健診、保健指導などを通じて、口腔機能の維持強化の必要性を啓発します。
  - ・ かかりつけ歯科医を持つことや、「8020運動」を推進します。

【目標】主な項目

	18	19	20	21	22	23	24
朝食を食べる市民の割合	72.7%				85%以上		
日常生活における歩数 * 成人男子	9,407歩				9,500歩		
成人女子	8,448歩				8,500歩		
適正体重を維持する割合 * 20～60代男性	75.9%				85%以上		
40～60代女性	83.8%				85%以上		
多くの市民が利用する施設の喫煙対策 *	43.5%				50%以上		

\* = 横浜市中期計画の目標項目

(1)がん対策の推進

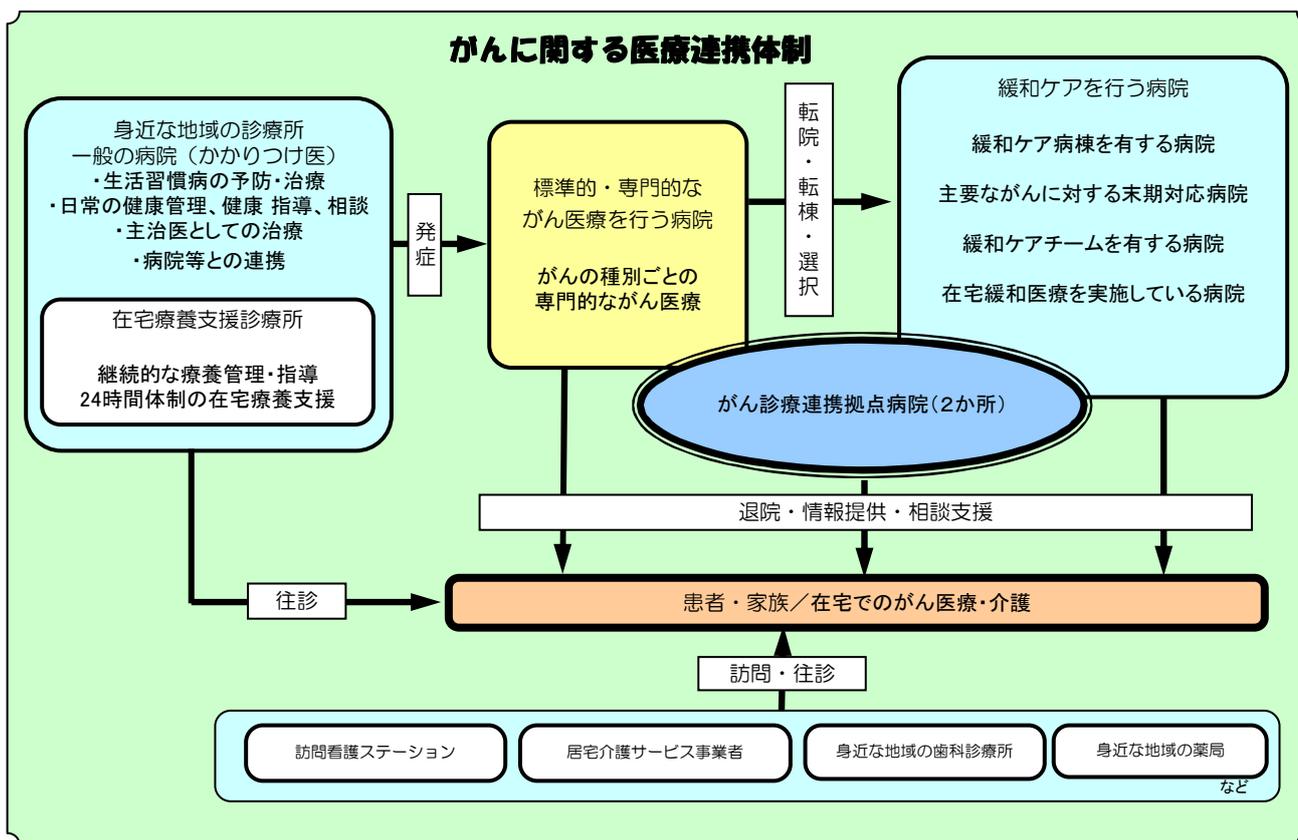
- 各種がん検診の受診率の向上を図ります。
- 健康横浜21を推進し、禁煙・分煙推進に取り組むなどがん予防のための正しい知識の普及を推進します。
- 地域がん診療連携拠点病院の指定促進を図ります。
- 地域がん診療連携拠点病院、緩和ケアや在宅療養に取り組む医療機関等を含めた、地域ごとにきめ細かい医療連携体制を構築するための取組を支援します。

(2)脳卒中对策の推進

- 健康横浜21推進会議等を通じて、地域と職場との連携体制のもとで、各種の健康づくり事業を推進し、市民の健康づくりを支援します。
- 脳卒中の徴候や迅速な救急搬送の必要性に関する市民理解の促進と、救急隊等の病院前救護の質の向上を図ります。
- 救急患者の応需可能医療機関における受入態勢等の明確化を図るとともに、市民・救急隊・医療機関等との情報の共有化を推進します。
- 回復期リハビリテーション病床の市内需要を見ながら、事業者の開設計画に対して、優先的な病床整備などを検討していきます。

(3)急性心筋梗塞対策の推進

- 健康横浜21推進会議等を通じて、地域と職場との連携体制のもとで、各種の健康づくり事業を推進し、市民の健康づくりを支援します。（再掲）
- 積極的に心疾患救急患者を受入れている医療機関を支援するほか、病院群二次輪番制の見直しなど、実効性のある心疾患輪番事業を目指した検討を行います。
- 医療関係者、救急隊、行政により、心疾患医療体制の課題について調整し、心疾患医療の向上を支援します。



#### (4) 糖尿病対策の推進

- 健康横浜21推進会議等を通じて、地域と職場との連携体制のもとで、各種の健康づくり事業を推進し、市民の健康づくりを支援します。（再掲）
- 検診の結果、要医療と診断されたものの、医療機関を受診していない市民に対して、保険者と連携して受診につながる体制を整えます。
- 地域連携パスの検討を含む地域医療連携推進組織の活動への支援を図るとともに、医療連携に関する情報の流通を進めます。

#### (5) 周産期医療の推進

- セミオープンシステムや母児二次救急システムによる医療機関の連携を推進します。
- 病床整備において、出産を取扱う病床への優先配分を行うほか、出産を取扱う医療機関に関する情報の流通を促進します。
- 院内保育所の整備など、女性医師の働きやすい環境の整備や、院内助産・助産師外来の開設促進などの助産師の活用を推進、支援します。

#### (6) 医療連携体制の構築に必要な医療機能の整備

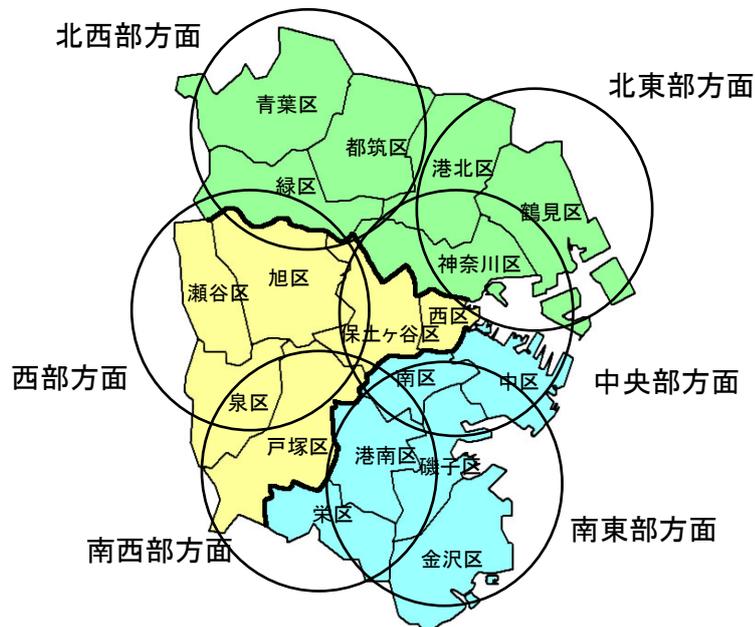
- 3つの二次保健医療圏を補完する「方面別圏域」の考え方を基本として、市民が身近な生活圏域で適切な医療を受けることができる体制を整備します。
- 回復期リハビリテーション病床など、市が必要と考える医療機能の整備については、整備資金の融資制度の活用や病床整備に際しての優先的配分などにより促進を図ります。

#### 【目標】主な項目

	18	19	20	21	22	23	24
地域がん診療連携拠点病院指定数 *	2	3	4	5	6	6	6
脳血管疾患の救急体制の整備			体制構築	運用確認	体制評価		
心疾患の救急体制の整備			体制構築	運用確認	体制評価		
助産師の活用					活用		
産科医の確保							確保
南部方面夜間急病センターの整備 *			方針決定		整備		
小児救急拠点病院整備数 *	7	7	7	7	8	8	8

\* = 横浜市中期計画の目標項目

### 方面別の医療提供体制の整備



- ・身近な生活圏域で適切な医療を受けることができる体制を整備します。
- ・例えば、地域がん診療連携拠点病院や新型救命救急センターなどの、地域医療連携体制における拠点となる機能を担う施設については、この方面別圏域ごとの整備を基本として推進します。

(1)初期救急医療体制の再構築

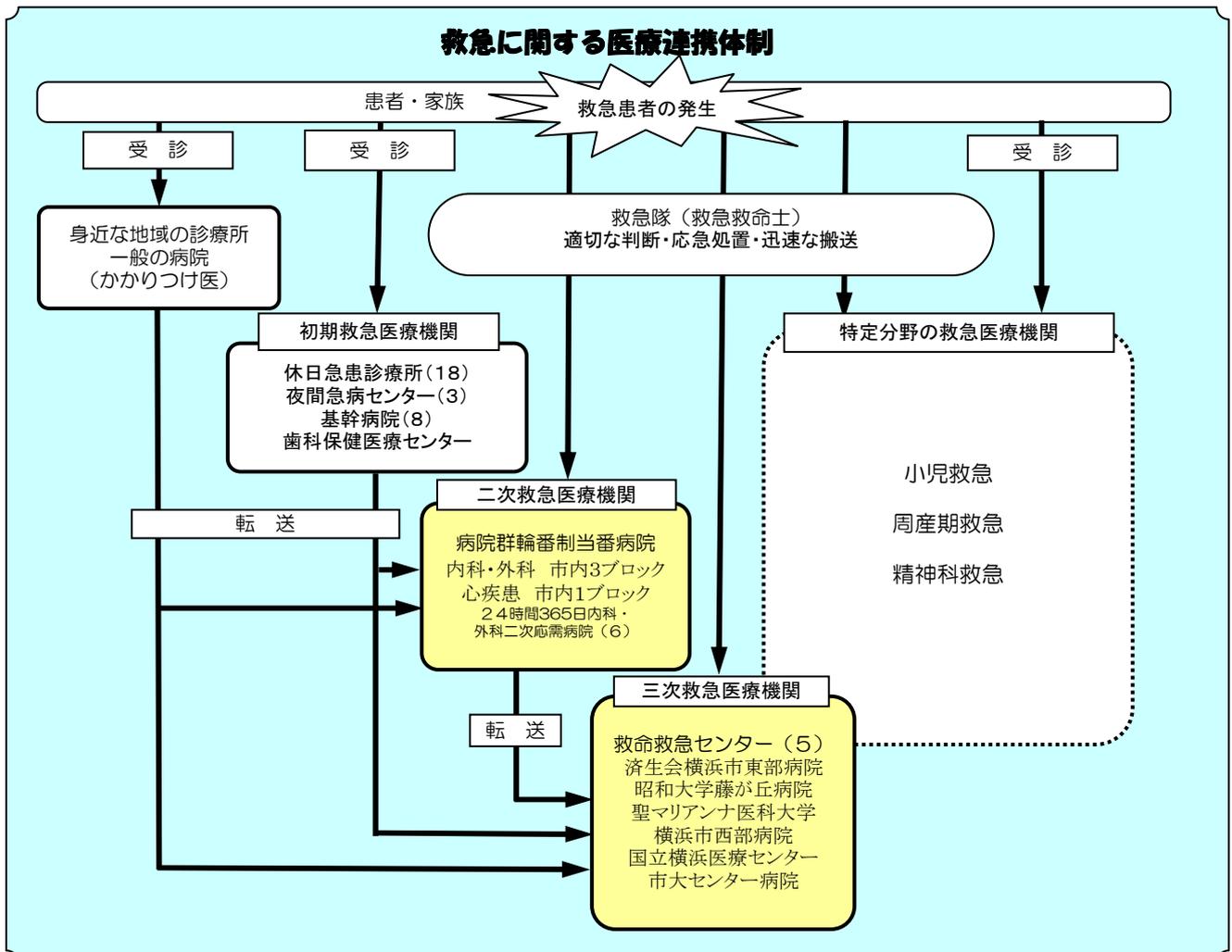
- 南部方面に夜間急病センターを病院併設型で整備します。
- 今後の初期救急医療のあり方について、横浜市救急医療検討委員会などの意見を聞きながら方向性を定めます。

(2)二次救急医療体制の再構築

- 病院群輪番制参加病院に対する評価を実施します。
- 小児救急拠点病院に対して、体制整備のための助成、及び、機能強化に対する助成を行います。
- 脳血管疾患、心疾患の救急医療体制を構築します。(再掲)
- 救急医療に関する情報の収集と提供体制の充実を図り、迅速かつ適切に救急医療が受けられる体制づくりに努めます。(救急医療情報センター)

(3)救命救急センターの充実

- 心肺停止患者の受入れや二次救急医療の提供に十分な実績があり、救命救急医療の取組に強い意欲を持つ既存の医療機関について、新型救命救急センターの指定促進により、効果的・効率的に救命救急医療の充実を図ります。
- 既存の救命救急センターからの距離や、都市機能の集積などの地域状況などを踏まえて、すでに指定を受けた済生会横浜市東部病院を含めて、5か所の新型救命救急センターの設置を推進します。



**(4)小児医療の推進、小児救急拠点病院の機能充実**

- 南部方面に夜間急病センターを病院併設型で整備します。(再掲)
- 小児科病院群輪番制事業について、参加医療機関の状況を勘案して、制度の転換、見直しを図ります。
- 「小児救急電話相談」の効果や運営体制の検証を行い、新たな対応を検討するほか、小児救急のかかり方に関する広報・啓発事業を検証し、市民の適切な受療行動を促進します。
- 小児科常勤医の確保を目的として、「小児救急拠点病院」に対して支援を行います。



**(5)精神科救急体制の整備**

- 精神科救急相談窓口（二次救急病院の紹介）及び受入体制を拡充し、二次救急の深夜帯について365日対応を運用します。
- 身体合併症を併発した精神科入院中の患者について、転院により精神疾患と併せて治療を行う「身体合併症転院事業」を実施します。
- 平成20年度以降、早期に民間精神病院に対して、救急患者を受入れる保護室の整備にかかる支援策の検討を行ないます。

**(6)災害時医療体制の充実**

- 電車脱線事故など都市災害が発生した場合に、災害現場付近において、多数の負傷者のトリアージなどを行う医療救護班を派遣する仕組みづくりを行います。
- 市内で発生した災害現場において、医療機関と消防、警察が連携した救命医療体制を整備するため、災害医療拠点病院による横浜市救命医療チームを編成します。

**【目標】主な項目**

	18	19	20	21	22	23	24
南部方面夜間急病センターの整備 *			方針決定		整備		
二次救急病院群輪番制度の再構築 *			病院評価	病院選定			
脳血管疾患・心疾患の救急体制の整備			体制構築	運用確認	体制評価		
小児救急拠点病院整備数 *	7	7	7	7	8	8	8
新型救命救急センター設置数 *	0	1	3	3	5	5	5
精神科救急基幹病院病床数	23	29	29	(以後も拡充に努めます)			
横浜市救命医療チーム編成数 *			2	3	4		

\* = 横浜市中期計画の目標項目

**重点推進分野4 在宅および終末期における療養環境の充実（本編97～99、110～112ページ）**

**(1) 在宅における質の高い医療・介護(福祉)サービスの提供と連携の推進**

- 相談窓口として重要な役割を果たす地域包括支援センターを含め、在宅での療養を継続する患者や家族に対する適切な情報の提供方法の検討を進めます。
- 在宅療養に関する調査やモデル事業を通じて、在宅における療養を支える医療と介護サービスの連携を図る上での課題を把握します。



**(2) 終末期における支援の推進**

- 地域がん診療連携拠点病院の指定促進を図ります。（再掲）
- 在宅療養を支える関係機関の連携を支援するなど、市民が適切な緩和ケアを受けられる体制を整備します。
- 市立図書館の医療情報コーナーや地域がん診療連携拠点病院の患者支援センターなど、市民が終末期医療に関する情報の収集や相談を受けることができる場等について、市民にわかりやすく情報提供を行います。

**【目標】主な項目**

	18	19	20	21	22	23	24
地域がん診療連携拠点病院指定数 *	2	3	4	5	6	6	6
在宅療養環境の充実							環境整備

\* = 横浜市中期計画の目標項目

**その他の推進施策（本編100～122ページ）**

**(1) 安全かつ良質な医療を提供する体制の充実、患者中心の医療を実現のための支援**

- 働きやすく離職しにくい環境とともに、働きながら学ぶ環境をつくることにより、質の高い医療従事者の確保を目指します。
- 医療関係団体と連携しながら、医療安全の確保を目指します。
- 医療情報の流通促進を図るなど、患者中心の医療を実現させるための支援を行います。

**(2) ライフサイクル・個性に応じた保健医療施策の推進**

- 各区に法人型地域活動ホームの整備を進め、地域自立支援協議会を運営し、関係機関の連携強化を図ります。

**(3) 専門的な保健医療施策の推進**

- 結核、エイズ、感染症、難病について、正しい知識の普及と情報提供を行うとともに、罹患者・家族に対して支援していきます。

**(4) 保健・医療を取り巻く環境の整備**

- 医薬品の適正使用に対する啓発や、食品衛生の効果的な監視指導を推進するとともに、横浜市衛生研究所の機能強化の方向性について検討します。

**計画の進行管理（本編123ページ）**

- 毎年度、横浜市保健医療協議会に計画の進捗よく状況の報告を行い、社会情勢の変化などに応じた修正を行うなど、PDCAサイクルを実施し、施策の一層の充実に努めます。
- 平成22年度の次期「横浜市中期計画」の策定にあわせて、本計画の中間振り返りを実施し、施策の方向性や目標設定等について検討を行います。

**【進行管理】**

20	21	22	23	24
計画策定	前年度振り返り	中間振り返り	前年度振り返り	期末振り返り／次期計画の策定作業